

# 公益財団法人神奈川県福利協会生活資金貸付規程

昭和48年4月 1日 制 定

平成24年3月29日 一部改正

平成29年4月 1日 一部改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会(以下、「本会」という。)福利厚生事業実施規程第9条に基づき、民間社会福祉事業従事職員が医療費、結婚資金、家具の購入、自己の研修及び子弟の学費など生活のうえ資金の必要が生じたとき、その資金の貸付に要する事項を定める。

(借入資格)

第2条 本会の退職共済制度加入者で、加入期間が1年以上の者とする。

(貸付金額)

第3条 貸付金は10万円単位とする。その限度額は100万円とし、この貸付を受けようとする者(以下「借受人」という。)の貸付申込時の退職一時金算定額の範囲内とする。

(借入申込み)

第4条 借受人は、共済契約者等の承認を得て生活資金借入申込書(様式1号)を本会理事長(以下、「理事長」という。)に提出しなければならない。

(借入の手続き)

第5条 貸付の決定を受けた借受人は、生活資金借用書(様式3号)を共済契約者等の承認を経て理事長に提出しなければならない。

(貸付利率)

第6条 貸付金の利率は年利3.5%とする。ただし、市中金利に著しい変動があった場合は、理事会に諮り利率を決定する。

(貸付期間及び償還方法)

第7条 貸付期間は10万円を8ヶ月とし、100万円を80ヶ月とし、貸付を受けた翌々月から本会が作成した償還計画表(第5号様式)に基づいて元利均等で毎月償還するものとする。なお、最終償還期日までに償還が完了しない場合は、延滞元金に対し、年利10.95%の利息を徴収する。

(即時返還)

第8条 借受人が共済制度の資格を喪失したときは、ただちに貸付金の残額を一括して完済しなければならない。

(委任規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

## 附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。(第6条 貸付利率)

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成24年3月29日理事会決議)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月16日理事会決議)